

議 長 次に、議案第35号松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。議案第35号松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定をいたしました。お手元の議事日程の追加日程第2の次に追加をお願いをいたします。

議 長 追加日程第3「議案第35号松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第35号松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年8月22日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。町長の給与について減額措置を講じたいので提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは1枚おめくりください。松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。附則に次の1項を加えるということで、17、令和元年9月1日から令和2年2月29日までの間、町長の給料月額(第2条の2に規定する期末手当基礎額の算出の基礎となる給料の月額を含む)については、第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により支給されることとなる額からその額の100分の10に相当する額を減じた額とする。

附則 この条例は令和元年9月1日から施行する。

次のページは新旧対照表、参考資料になってございますので、御高覧いただければと思います。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

1 番 平 野 町長の責任のとり方としてこういう形を提示されておまして、その趣旨は納得いたしますが。この基準に関しては何か参考となるようなものがありましたら、教えていただきたいと思います。

町 長 基準は特別にほかの市町がどうかというのはあるのかもわかりませんが、私自身で責任をしっかりとらなきゃいけないと思いますね、さまざまな選択肢を考えた中で、最終的に給与の減額かなと思ったところです。ただ、額についてもいろいろ考えましたけども、職員であれば懲戒の一步手前だというようなことが今回の6カ月というようなことでありますので。今回の責任は当然ですけども、職員がやったからどうのこうのとかっていうことではなくて、やはり職員以上の責任を私は取らなきゃいけないというのは常にあるわけなので、一番懲戒になる一步手前の内容で今回提出をさせていただいたということになります。ですから、特別これが何かあったときの前例になるということではなく、各町の人たちは各町で考え、出されてると思うので、私は私なりに考えて提出をさせていただいたということになります。以上です。

議 長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

はい、質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。議案第35号松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。